

答申第 249 号

情 公 第 2645 号

令和 7 年 12 月 19 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県個人情報保護審査会

会長 高 橋 良

自己情報の一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 5 年 6 月 30 日付けで諮詢された特定地番の土地の境界に関する文書一部
不開示の件（その 3）（諮詢第 255 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、審査請求人からの令和4年11月28日付け自己情報の開示請求に対して、一部開示決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、令和4年11月28日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して別表の「開示の請求に係る保有個人情報の内容」欄を請求内容とする、審査請求人を本人とする自己情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和4年12月5日付けで、条例第22条第4項の規定に基づき、本件請求に対する開示又は不開示の決定期間を延長した上、令和5年1月25日付けで、別表の「処分内容」欄に掲げるとおり、自己情報の一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和5年4月27日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

（省略）

4 実施機関（担当：県土整備局住宅営繕事務所）の説明要旨

- (1) 不開示理由の該当性について

「特定県営住宅敷地現形図」に記載された製図及び検算した作業者の個人名及び「平成10年用地実測図」に記載された境界承諾に係る押印の印影は、請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第20条第3号本文に該当し、不開示決定とした。

- (2) 行政文書の特定の妥当性について

別表の請求3、請求4-①、請求4-②、請求6-①、請求6-②、請求8-①及び請求9に係る文書については、執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書を探索したが、存在しなかったため、条例第22条第3項により、不開示決定とし、請求者へ通知した。

(3) その他

審査請求人に対し、令和5年1月25日付けで自己情報の一部開示決定通知書を送付し、資料公開にあたって来所されるのか、資料の送付を希望されるのか、来所される場合はその日時についての連絡を依頼しているが、連絡がなく、審査請求人は開示文書の内容を確認しないまま、本件審査請求を行っている。

5 審査会の判断理由

(1) 文書不存在を理由に不開示とした処分の妥当性について

実施機関は、別表の請求3、請求4-①、請求4-②、請求6-①、請求6-②、請求8-①及び請求9の「開示の請求に係る保有個人情報の内容」欄に掲げる各請求について、文書不存在であることを理由に不開示決定を行っていることから、以下、当該処分の妥当性を検討する。

ア 請求3について

当審査会が本件請求に係る自己情報の開示請求書（以下「本件請求書」という。）を確認したところ、標記請求は、「特定市長名で8月8日現況地への立会いを求められ、平成22年7月22日付で特定局特定土木事務所K係長（M土地家屋調査士帯同）から手交された『未記載承諾書』」の開示を求めるものと認められる。標記請求に対し、実施機関は、執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらないと主張している。

そこで、当審査会が実施機関に確認したところ、標記請求に係る行政文書が仮に存在していたとしても、実施機関における行政文書の作成や保存等について定める神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）の別表に定める「県有財産の処分又は管理に関するもので軽易なもの」として、5年保存文書に該当するとの説明があった。この点、審

査請求人から提出された審査請求書等の内容を踏まえると、標記請求の内容は県有地と特定市が管理する道水路等との土地境界の調査に係る立会いについて作成された書類の開示を求めるものと認められることから、「県有財産の処分又は管理に関するもので軽易なもの」として5年保存文書に該当するとした実施機関の説明は不自然、不合理ではない。

そして、本件請求書によれば、審査請求人は現況地への立会いが平成22年に実施されたこととしているため、平成22年から既に5年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和4年11月28日）においては、当該文書の保存期間は満了していたことになる。

以上のことから、実施機関が標記請求に係る保有個人情報が不存在であることを理由に不開示決定を行ったことは妥当である。

イ 請求4-①、請求4-②及び請求6-①について

当審査会が本件請求書を確認したところ、請求4-①及び請求4-②は、土地境界の調査への立会い及び面談等の際に写した写真の開示を求めるものと認められる。また、請求6-①は、県が保管する文書を写した写真及び文書双方の写しの開示を求めるものと認められる。標記請求に対し、実施機関は、執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらないと主張している。

そこで、当審査会が実施機関に確認したところ、標記の各請求に係る行政文書が仮に存在していたとしても、規則別表に定める「月報、日報及び日誌の類」として、1年保存文書に該当するとの説明があった。この点、審査請求人から提出された審査請求書等の内容を踏まえると、標記請求の内容は県有地と特定市が管理する道水路等との土地境界の調査に係る立会い及び面談等の際に撮影した写真と文書の開示を求めるものと認められるから、「月報、日報及び日誌の類」として1年保存文書に該当するとした実施機関の説明は不自然、不合理ではない。

そして、本件請求書によれば、審査請求人は土地境界の調査への立会い及び面談等が平成22年に実施されたこととしているため、平成22年から既に1年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和4年11月28日）においては、当該文書の保存期間は満了していたことになる。

以上のことから、実施機関が標記請求に係る保有個人情報が不存在であることを理由に不開示決定を行ったことは妥当である。

ウ 請求 6-②について

当審査会が本件請求書を確認したところ、請求 6-②は、「請求者が持参した土地境界確認書を『県』は赤く謄写し、開示席から逃げた際の、土地境界確認書写し」の開示を求めるものと認められる。標記請求に対し、実施機関は、執務室内と PDF 集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらないと主張している。

この点、当審査会が実施機関に確認したところ、「土地境界確認書の原本を所有しており、写しを取り保存する必要がない」との説明があり、かかる説明に不自然、不合理な点があるとまではいえないことから、実施機関が標記請求に係る保有個人情報が不存在であることを理由に不開示決定を行ったことは妥当である。

エ 請求 8-①について

当審査会が本件請求書を確認したところ、標記請求は、道水路等境界復元申請書に添付した敷地測量図の原議写しの開示を求めるものと認められる。標記請求に対し、実施機関は、執務室内と PDF 集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらないと主張している。

そこで、当審査会が実施機関に確認したところ、標記請求に係る行政文書が仮に存在していたとしても、規則別表に定める「県有財産の処分又は管理に関するもので軽易なもの」として、5 年保存文書に該当するとの説明があった。

この点、標記請求に係る行政文書が仮に規則別表に定める「県有財産の処分に関するもの並びに県有財産及び国有財産の管理に関するもの」に該当し、保存期間が 10 年であったとしても、本件請求書によれば、審査請求人は道水路等境界調査復元の申請が平成 10 年に実施されたこととしているため、平成 10 年から既に 10 年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和 4 年 11 月 28 日）においては、標記請求に係る行政文書の保存期間は満了していたことになる。

以上のことから、実施機関が標記請求に係る保有個人情報が不存在で

あることを理由に不開示決定を行ったことは妥当である。

オ 請求 9について

当審査会が本件請求書を確認したところ、請求 9 は、「敷地測量図（敷地調査図）を閲覧後、開示せずに『県』担当者が持つて逃げた未開示文書」の開示を求めるものと認められる。標記請求に対し、実施機関は、執務室内と PDF 集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらないと主張している。

そこで、当審査会が実施機関に確認したところ、「開示を求められた文書は開示しており、それ以外の文書であると推測できるが、それが何を指しているか不明である」との説明があった。この点、標記請求に、具体的な文書を特定し得る記載が認められないことを踏まえると、実施機関の説明に不自然、不合理な点があるとまでは言い難く、実施機関における請求対象文書の探索及び特定に係る対応が不十分であったとは認められない。

以上のことから、実施機関が標記請求に係る保有個人情報が不存在であることを理由に不開示決定を行ったことは妥当である。

(2) 不開示情報該当性について

実施機関は、別表の請求 2 及び請求 5-①の「開示文書」欄に掲げる行政文書に含まれる情報の一部が、条例第 20 条第 3 号本文に規定する請求者以外の個人に関する情報に該当することを理由に一部開示決定を行っているため、以下、当該処分の妥当性を検討する。

ア 請求 2について

実施機関は、別表の請求 2 の「開示文書」欄に掲げる行政文書に記載された製図及び検算を行った個人の氏名を不開示としている。

この点、当審査会が確認したところ、当該製図及び検算を行った個人の氏名は、審査請求人以外の個人の氏名であることが認められることから、審査請求人以外の個人に関する情報であり、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第 20 条第 3 号本文に規定する請求者以外の他の個人に関する情報に該当すると認められる。また、当該情報は、同号ただし書アからウまでに規定するいずれの情報

にも該当しないことが明らかである。

そのため、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

イ 請求 5-①について

実施機関は、別表の請求 5-①の「開示文書」欄に掲げる行政文書に記載された個人の印影を不開示としている。

この点、当審査会が確認したところ、当該個人の印影は、審査請求人以外の個人の印影であることが認められることから、審査請求人以外の個人に関する情報であり、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第 20 条第 3 号本文に規定する請求者以外の他の個人に関する情報に該当すると認められる。また、当該情報は、同号ただし書アからウまでに規定するいずれの情報にも該当しないことが明らかである。

そのため、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

請求	開示の請求に係る保有個人情報の内容	処分内容	開示文書
1	平成22年6月17日特定地番特定個人宅からの苦情に対し、平成13年9月に請求者及び家族が立ち会った埋設物調査図を示された「埋設物調査図の開示」	全部開示	地下埋設物調査図
2	平成22年6月28日特定市特定局9階特定課にて、特定地番県有敷地と特定地番境界の道水路等境界調査復元の杭位置について、特定土木事務所、特定市特定局、特定局特定課係長により「新設したK4石杭を、抜いたK4鉄びよう杭の位置に戻します」と請求者及び家族に「県」が示した。「特定県営住宅敷地現形図の開示。」	一部開示 (条例第20条第3号本文該当)	特定県営住宅敷地現形図
3	特定市長名で8月8日現況地への立会いを求められ、平成22年7月22日付で特定局特定土木事務所K係長（M土地家屋調査士帯同）から手交された「未記載承諾書」の開示。	文書不存在	なし
4-①	注、同上に関し、平成22年7月28日に施設関係者で話し合つた文書はあると開示されているが、請求者が郵送の手続きをしていないため文書は「県」が保管中。特定地番との境界K4新石杭を元の位置に戻す工事完了まで、U字溝240型6個を並べる際、県施設課長は「剪定ばさみを貸して」とフウセントウワタ植栽を切った施設課長の顔と請求者を入れて「県」が写した写真の開示。	文書不存在	なし
4-②	②請求者宅に一時保管を願われていたU字溝を配置した配置図及び配列後、特定市在住と言われた県K職員が写した写真の開示。	文書不存在	なし
5-①	特定町内会館で、平成22年7月29日午後7時30分から特定市特定局、同特定局、特定土木事務所（平成17年4月1日から特定区役所に移管（特定局長）特定局特定課係長司会による特定自治会員に対する合同説明会で、「新設したK4石杭を、K4鉄錐杭を抜いた位置に戻す」と、請求者に示された平成10年9月作成の用地実測図（略）の開示	一部開示 (条例第20条第3号本文該当)	「平成10年度特定県営団地測量調査測量成果簿」の「平成10年用地実測図」
5-②	同平面図写しの開示	全部開示	「平成10年平面図」
6-①	請求者は「県」に出向き「K4鉄錐杭を抜いて、石杭を新設した」との保管文書を請求者の指先を入れ撮影した際の、①写真と文書双方の原議写しの開示。	文書不存在	なし
6-②	②請求者が持参した土地境界確認書を「県」は赤く謄写し、開示席から逃げた際の、③土地境界確認書写しの開示。	文書不存在	なし
7	50数時間請求者と応接した。を情報公開請求で不存在を謄つ際の「施行文書の開示」	全部開示	行政文書公開拒否決定通知書
8-①	特定地番の道水路等境界調査復元申請に際し、事前に特定地番との境界（K3鉄錐杭とK4鉄錐杭）の敷地内を測量し朱線を引き土地境界確認書を取り交わし、平成10年4月20日付特定市長あて条例第3条に基づき申請したと「道水路等境界復元申請書に添付した敷地測量図」（略）の原議写の開示。	文書不存在	なし
8-②	請求者に閲覧させた「境界表示図」（略）の原議写の開示。	全部開示	境界表示図
9	道水路等境界調査復元申請時に、特定地番とのK3鉄錐杭（筆界）とK4鉄錐杭（筆界）を特定法人が測量し、同年3月10日作成の敷地測量図（敷地調査図）を閲覧後、開示せずに「県」担当者が持つて逃げた未開示文書の開示。	文書不存在	なし
10	「県」は請求者に、特定市長から「県」が得たという土地境界確認書と境界調査図を開示したが、神奈川県知事の契印が押されている。特定市長の契印が押印されている土地境界確認書と境界調査図の原議写の開示。	全部開示	<ul style="list-style-type: none"> 件名「特定県営団地の測量調査業務における特定市との境界確認に基づく承諾書の提出および土地境界確認協議書の締結について（伺い）」の鏡文 （案）の1 承諾書 （案）の2 土地境界確認協議書 道水路等境界明示図・復元図 境界確認調書 現地立合者名簿 案内図（住宅地図）2枚 境界表示図 平成4年12月8日作製地積測量図 土地境界確認協議書（原本） 道水路等境界明示図・復元図 平成10年3月10日作成公図写

別 紙

審 査 会 の 处 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 年 7 月 6 日 (收受)	<input type="radio"/> 諮問
令和 7 年 10 月 20 日 (第 360 回部会)	<input type="radio"/> 審議
令和 7 年 11 月 27 日 (第 361 回部会)	<input type="radio"/> 審議
令和 7 年 12 月 15 日 (第 362 回部会)	<input type="radio"/> 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	現職	備考
飯島奈津子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
嘉藤亮	神奈川大学教授	会長職務代理者
金井恵里可	文教大学教授	
高橋良	弁護士（神奈川県弁護士会）	会長
中嶽慶子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和7年12月19日現在）（五十音順）